

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年9月19日（平成30年（独個）諮問第48号）

答申日：平成31年3月14日（平成30年度（独個）答申第48号）

事件名：本人に係る訓告等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書7ないし文書12に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年8月10日付け30特定高専総第119号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分理由には偽りがある。この偽りは特定高専内で公正で透明性のある調査を行うことにより確認ができる。

（2）意見書（資料は省略）

訓告（資料1）には関係する周辺情報が多く存在する。訓告と周辺情報の中に一つでもくい違いや矛盾等を生じれば、訓告の理由が偽り情報であることの証明となる。（回答）（資料2）は周辺情報の一部である。

（回答）は訓告を報告したものであるから、（回答）の「職務命令」、「違反」はそれぞれ訓告書の「（略）」、「（略）」となる。「返答」しても「明確でない」だけの理由で訓告に値するほどの遵守義務がある職務命令である。

（略）は全教員の職務義務なので、この職務命令も全教員に周知していることになる。しかし、審査請求人にはこの職務命令の記憶がない。逆に、（略）との結論を出した教員会議の詳細な記憶がある。しかし、機構は、この記憶を否定するだけでなく、特定高専内立入禁止で教員会議の記憶の確認も拒否している。

このような状態なので、（回答）の職務命令が社会常識に反していることだけを記す。シラバスから始まる授業、試験に全く関わっていない上司が、「（略）」ことも、（略）の判断することもできない、

特定校長（訓告の日付けは勤務最終日）がいなくなれば、訓告理由は何とでもできる。訓告書と（回答）にはくい違い、矛盾がある。

機構が、職務命令について、審査請求人の記憶が間違いと主張するのであれば、記憶する教員会議の審議の正確な情報と（回答）にある職務命令の詳細を裁決で明らかにする。

特定高専の外部に提出した（回答）が事実でなければ訂正することも法 27 条を根拠とする前に社会常識として当然である。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校（特定高専）教員で、特定年度 A において、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。（略）について、特定高専校長は、審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため、（略）の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容の HP の公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日 A 諭旨解雇処分となり、特定年月日 B をもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙 1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

2 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

別紙の 1 のとおり。

3 不訂正決定の妥当性

(1) 審査請求人は、審査請求の理由において、「処分理由には偽りがある。」と主張しているが、不訂正決定通知書「2. 訂正をしないこととした理由」に記載した理由は、いずれも偽りではない。

第一に記載した理由は、訂正請求の趣旨にある、訓告や警告をしたこと自体の取消しは、訂正請求において求めることができる処分ではないという指摘であり、偽りであるとは言えない。

第二に記載した理由は、開示決定に審査請求人が求めている文書がないことは、保有個人情報の訂正請求理由にはならず、また、保有個人情報の開示手続では、審査請求人の求める「調査」をすることまでは求められていない。さらに、訂正請求において、保有個人情報の追加の開示

決定を求めることはできないとの不訂正の理由も、偽りであるとは言えない。

第三に記載した理由は、警告、再警告、再々警告に関して、「この警告に必要な「(略)」の情報がない」との審査請求人の主張に対して、開示請求に応じた開示決定を適切に行ったことを説明している。また、開示した保有個人情報に事実でないと認められる部分はないため、偽りであるとは言えない。

以上のように、不訂正の理由は事実であり偽りはない。

- (2) 審査請求人の審査請求の理由は、どの部分がどのように偽りであるか具体的な記載がなく、また偽りであるとする根拠も示されていない。
- (3) 以上のことから、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当せず、本件審査請求の対象となる部分について、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月23日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年2月26日 審議
- ⑤ 同年3月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定(原処分)を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性(法27条)及び訂正の要否(法29条)について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求の対象は、審査請求人が法に基づく保有個人情報の開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求については、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分

（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないかと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等について、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、独立行政法人等に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 本件訂正請求書に記載された請求の趣旨及び理由は、別紙の2のとおりであり、本件対象保有個人情報について訂正を求めるものと解される。文書7ないし文書12には、各作成年月日に特定高専校長が訓告又は警告等をしたという情報が記録されており、これらが訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人は訂正請求の趣旨として「訓告を取り消す」、「警告を取り消す」等と主張するのみであり、①文書7ないし文書12のどの部分の表記が、②どのような根拠により事実と反するのか、③その結果、どのような表記に訂正すべきかについて何ら具体的な主張をしていない（なお、本件訂正請求の趣旨は必ずしも明らかではないが、訓告又は警告等をしたこと自体の取消しを求めるものであるなら、法に規定する保有個人情報の訂正請求には該当せず、不適法といわざるを得ない。）。

(3) したがって、本件訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 処分庁が特定した保有個人情報記録された文書

- 文書1 特定調査結果報告書
- 文書2 再評価にあたった事の次第
- 文書3 特定年月日C 特定年度Bの授業担当について
- 文書4 特定年月日Dプリント(特定URL①)
- 文書5 「特定調査委員会」に係る調査報告書
- 文書6 特定年月日Eプリント(特定URL①)のうち
 - 特定URL②
 - 特定URL③
 - 特定URL④
 - 特定URL⑤
- 文書7 特定年月日C 訓告
- 文書8 特定年月日F 訓告
- 文書9 特定年月日G 訓告
- 文書10 特定年月日H 警告
- 文書11 特定年月日I 再警告
- 文書12 特定年月日J 再々警告

2 本件訂正請求書における「訂正請求の趣旨及び理由」の記載内容

(趣旨)

特定年月日C訓告, 特定年月日F訓告及び特定年月日G訓告を取消す。特定年月日H警告, 特定年月日I再警告, 特定年月日J再々警告を取消す。

(理由)

3回の訓告には, それぞれ特定個人A, 特定個人B, 特定個人Cによる情報なくてはならないにも係らず, 開示情報に存在しない。これについて, 審査請求人の推測, 「3人は故意に必要な情報を残さなかったので開示できなかった」が事実であれば, 当時の事情を知る教職員, 卒業生に公開した調査を行わなくてはならない。卒業生は卒研生として事情の概要を知る。審査請求人の推測が間違いであれば, 3人によって取得した情報をこの訂正請求の処分にあたり開示する。

特定個人Bはこのときは主事補ではないと思われる。主事補の語は重要でない。

警告, 再警告, 再々警告は, この警告に必要な「(略)」の情報の開示がない。

本請求についての処分にあたって, 機構は特定個人A, 特定個人B, 特定個人Cによる情報, 及び, 「(略)」情報を開示する。